

介護サービス情報の公表制度

1 介護サービス情報の公表制度の概要

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき、介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業所を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等により提供する仕組みとして平成18年度から導入されました。

介護サービス事業所が国の管理するシステムに入力することにより、調査・公表事務を運営する市の審査・公表手続を経て、インターネットを通じて公表されることとなります。

調査事務及び公表事務は、平成30年度より政令指定都市に権限移譲されましたので、岡山市内の事業所については、岡山市で実施することとなりました。

*岡山県内で岡山市外に所在する事業所は、従前どおり岡山県で実施します。

2 令和元年度の運営の概要について

- (1) 新規事業所（一部のみなし事業所を除く。）は、「基本情報」のみを公表システムにより報告します。
- (2) 既存事業所（基準日（4月1日）前の一年間に提供したサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円を超える事業所のみ）は、「基本情報」及び「運営情報」を公表システムにより報告します。
- (3) 新規及び既存事業所は、「市独自項目」及び「事業所の特色」を任意で公表することができます。
- (4) 市が定める指針に基づき、必要に応じて調査を実施します。
- (5) 令和元年度の具体的な事業運営については、平成31年度「公表計画」を定め、岡山市のホームページ上で公開しています。

		令和元年度
公表内容	必須項目	基本情報 運営情報<既存事業所は必須項目・新規事業所は任意項目>
	任意項目	市独自項目 事業所の特色
調査		調査指針に基づき知事が必要と認める場合に実施
手数料		負担なし
公表サーバー		国が一元管理するサーバーで公表
実施機関		岡山市が直接実施（事業者指導課）

3 その他

事業所向け操作マニュアル及び報告サブシステム（事業所向け）URL等介護サービス情報に関することは、下記に掲載されています。

岡山県保健福祉部長寿社会課HP

<介護保険・老人福祉関係事業者の皆様へのお知らせ>

「介護サービス情報の公表」について

<http://www.pref.okayama.jp/page/571279.html>

岡山市のホームページへも今後掲載していきます。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00339.html

岡山市「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

岡山市

平成31年度公表計画の策定 & 調査指針の策定

①

通知

介護サービス事業者

★介護サービス情報★

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なもの

—基本情報—

〈例〉

- ・事業所の職員体制
- ・床面積、機能訓練室等の設備
- ・利用料金・特別な料金
- ・サービス提供時間
- ・従業者に関する情報（従業者の資質向上に向けた取組状況（各種研修、キャリア段位制度の取組等）等

—運営情報—

〈例〉

- ・介護サービスに関するマニュアルの有無・サービス提供内容の記録管理の有無・職員研修のガイドラインや実績の有無
- ・身体拘束を廃止する取り組みの有無 等

—任意情報—

事業所の特色

サービスの内容、従業者・利用者の特色等に関する自由記述、画像等の掲載、雇用管理に係る情報（勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率 等）

市独自項目

- ・成年後見制度活用への配慮の状況
- ・人権擁護及び虐待の防止に関する従業者研修の実施状況
- ・非常災害時における避難又は救出に係る訓練等の実施状況

介護サービス情報公表システム

②

事業者が報告

国が一元管理するシステムを活用して公表

岡山

市が調査

②事業者からの報告

- 1 原則、インターネットによる報告
- 2 1ができない場合は、調査表に記入後、岡山市へ提出

※調査指針に基づき調査を実施※

岡山市（事業者指導課）

受理

確認

③

市が公表

利用者又はその家族等

「介護サービス情報」に基づく比較検討を通じて、自ら主体的に介護サービス事業者を選択

岡山市

在宅介護サービス事業所向け

介護ロボット貸し出し

事業者指導課

086-212-1014

2 PALRO



後期:11~1月
締切10月18日

締切10月8日

7 パワーアシスト
グローブEX



1 iAide2

締切12月20日
貸出1月~3月



3 パロ



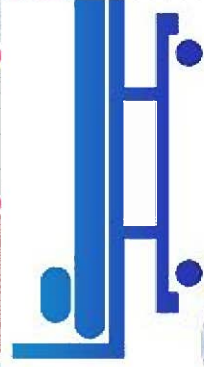
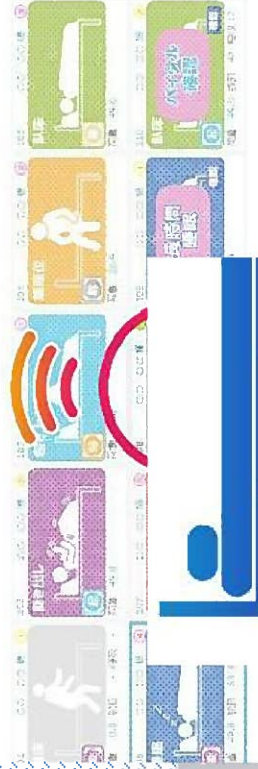
5 Honda 歩行アシスト



4 HAL



6 見守りライフ



令和2年1月28日

各介護保険施設
各介護保険サービス事業所 管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

メールアドレスの(新規)、(変更)又は(廃止)登録について

日頃から、介護保険制度の推進にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。

岡山市では、平成31年4月1日から介護サービス運営に関する情報（市からの各種通知・緊急災害情報・研修開催案内等）を、Eメールで情報提供を実施しています。

*つきましては、メールアドレス等で(新規)、(変更)又は(廃止)があれば、早急に登録メールを送信してください。

1 該当サービス

訪問居宅事業者係

- ・該当サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、
居宅療養管理指導、福祉用具貸与、福祉用具購入、居宅介護支援・介護予防支援
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

- ・送信先 **ji2_shidou@city.okayama.lg.jp**

通所事業者係

- ・該当サービス

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護、通所リハビリテーション

- ・送信先 **ji3_shidou@city.okayama.lg.jp**

施設係

- ・該当サービス

短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

- ・送信先 **ji-shidou@city.okayama.lg.jp**

2 以下の内容をメールで送信してください。

メール件名 サービス名 メールアドレスの登録(新規)、(変更)又は(廃止)

メール本文 1 事業所番号 10桁

2 事業所名称

3 サービス名

4 電話番号

5 担当者名

(注意)

- ・送信元のメールアドレスが登録されます。
- ・同一の事業所番号で、複数サービスを実施している場合でも、サービスごとに、それぞれメールを送信してください。
- ・予防と総合事業は、別々に登録する必要はありませんが、総合事業だけを実施している場合は、登録する必要があります。

3 登録確認

送信されたメールに対し、事業者指導課から登録確認のメールを返信します。

返信は1週間以内にします。返信がない場合はお手数ですが、メール送信先の担当係に お問い合わせください。

(問い合わせ先)

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

700-0913 岡山市大供三丁目1-18 KSB会館4階

Tel : 086-212-1012 (訪問居宅事業者係)

Tel : 086-212-1013 (通所事業者係)

Tel : 086-212-1014 (施設係)

令和元年度

集団指導資料

(生活保護法介護扶助)

岡山市保健福祉局

生活保護・自立支援課

生活保護法における介護扶助について

1 生活保護とは

生活保護は、生活に困っている世帯の生活を、法律に基づいて保障し、その自立を助長することにより、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。生活保護の制度以外で利用できるもの（能力、資産、扶養義務者からの援助、他の法律等による給付など）がある場合は、そちらを優先して受けていただく必要があります。

生活保護には、生活保護を受給している人（以下「被保護者」という。）に毎月支払われるもの（生活扶助等）や、各機関に直接支払われるもの（医療扶助等）などいくつかの種類があり、必要に応じて支給されます。各機関に直接支払われるものの一つに「介護扶助」があります。

2 被保護者における介護扶助の実施について

①第1号被保険者（65歳以上の被保護者）

介護保険の第1号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分（1割）が、介護扶助費として国保連を通じて給付されます。

②第2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険に加入している者）

特定16疾病により介護が必要と認定された場合は、介護保険の第2号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分（1割）が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

③被保険者以外の者（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険未加入の者）

介護保険の被保険者にはなれませんが、特定16疾病により介護が必要と認定された者（以下「生保単独者」という。）については、介護保険と同内容の介護サービスを生活保護法により受けることができます。この場合、介護サービスに係る費用の全額（10割）が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

なお、生保単独者については、介護保険の適用がなく全額生活保護で給付されることから、他の法律等による給付を優先して受けていただく必要があります、障害者総合支援法に基づく自立支援給付がこれにあたります。

区分	対象者	介護費用負担	
第1号被保険者	65歳以上の者 (生活保護受給者でも被保険者となります)	介護保険90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の医療保険(社会保険)加入者※で、特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護保険90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
被保険者以外の者	40歳以上65歳未満の医療保険未加入者※で、特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護扶助100% (10割)	

※ 国民健康保険に加入していた場合は、生活保護受給者になることにより、国民健康保険の被保険者から除かれるため被保険者以外の者となります。

3 介護券について

被保護者からの介護扶助の申請に基づき、福祉事務所で介護扶助の決定を行います。

介護扶助の決定にはケアプラン等の写しが必要になります。

介護扶助が決定された場合は、福祉事務所から介護サービスの種類に応じて、介護券が発行されます。

介護券は暦月を単位として発行されますので、介護報酬の請求の際には、福祉事務所から送付した介護券を毎月必ず確認し、介護給付費明細書等に必要事項を正確に転記してください。

なお、被保護者であっても、年金等の収入がある方については自己負担が生じる場合があります。

自己負担額については、介護券の「本人支払額」の欄にてご確認いただくと共に、介護報酬の請求に際しては「公費分本人負担」の欄にその金額を記入のうえ、その額を差し引いた額を国保連あてにご請求ください。

4 生活保護法における指定介護機関の指定等

介護扶助の実施にあたっては、生活保護法の指定を受けた介護機関にこれを委託することにより行われます。(生活保護法第34条の2)。

平成26年7月1日以降、新たに介護機関を開設する事業者につきましては、介護保険法に基づく指定又は開設許可を受ければ、生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定を受けたものとみなされることになりました。

したがって、生活保護法のみなし指定を希望しない介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)につきましては、生活保護法の指定を不要とする旨の申出書を、生活保護・自立支援課にご提出していただく必要があります。

また、平成26年7月1日より前に介護保険法に基づく指定又は開設許可を受けている介護機関で、現在生活保護法の指定を受けていない介護機関が新たに生活保護法による指定を希望する場合につきましては、新たに生活保護法における指定等の手続きが必要となります。

5 指定介護機関等の義務

(1) 介護担当義務

指定介護機関は、厚生労働大臣の定めるところ(指定介護機関介護担当規程)により、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければならない。(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項)

(2) 介護の方針及び介護の報酬に関する義務

① 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によること。

これによることが適当でないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の定めるところ(「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」(昭和12年4月厚生省告示214号))によること。

(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の2)

② 介護の内容及び介護の報酬の請求について市長の審査を受け、市長の行う介護の報酬額の決定に従うこと。(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第53条第2項)

(3) 指導等に従う義務

- ① 被保護者の介護について、市長の行う指導に従うこと。(生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 2 項)
- ② 介護内容及び介護の報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、市長の報告命令に従うこと。
また、市長が職員に当該介護機関に対して行わせる立入り検査に応じること。(生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 54 条第 1 項)

(4) 変更等の届出の義務

指定介護機関は、生活保護法施行規則第 14 条及び第 15 条の規定に基づく事由が生じた場合には、所定の用紙により速やかに届出を行うこと。

(5) 標示の義務

指定医療機関等は、生活保護法施行規則第 13 条の規定による標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示すること。(生活保護法施行規則第 13 条)

居宅介護支援計画・要介護認定の変更時には、必ず福祉事務所への連絡をお願いします。

ご不明な点があれば、事前に福祉事務所の担当 CW へ相談をしてください。

※ 指定申請書・変更届書等については岡山市ホームページの次の場所からダウンロードしていただけます。

【様式等ダウンロード場所】

- 岡山市トップページ
 - > 事業者情報
 - > 事業を営んでいる方
 - > 生活保護法指定医療機関・介護機関
 - > 【様式】生活保護法等指定医療機関・介護機関申請書等ダウンロードページ

(アドレス) http://www.city.okayama.jp/hofuku/seihojiritsu/seihojiritsu_00019.html

指定介護機関介護担当規程

平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 1 項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

指定介護機関介護担当規程

（指定介護機関の義務）

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（通知）

第 8 条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号
最終改正 平成 30 年 厚生労働省告示第 180 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

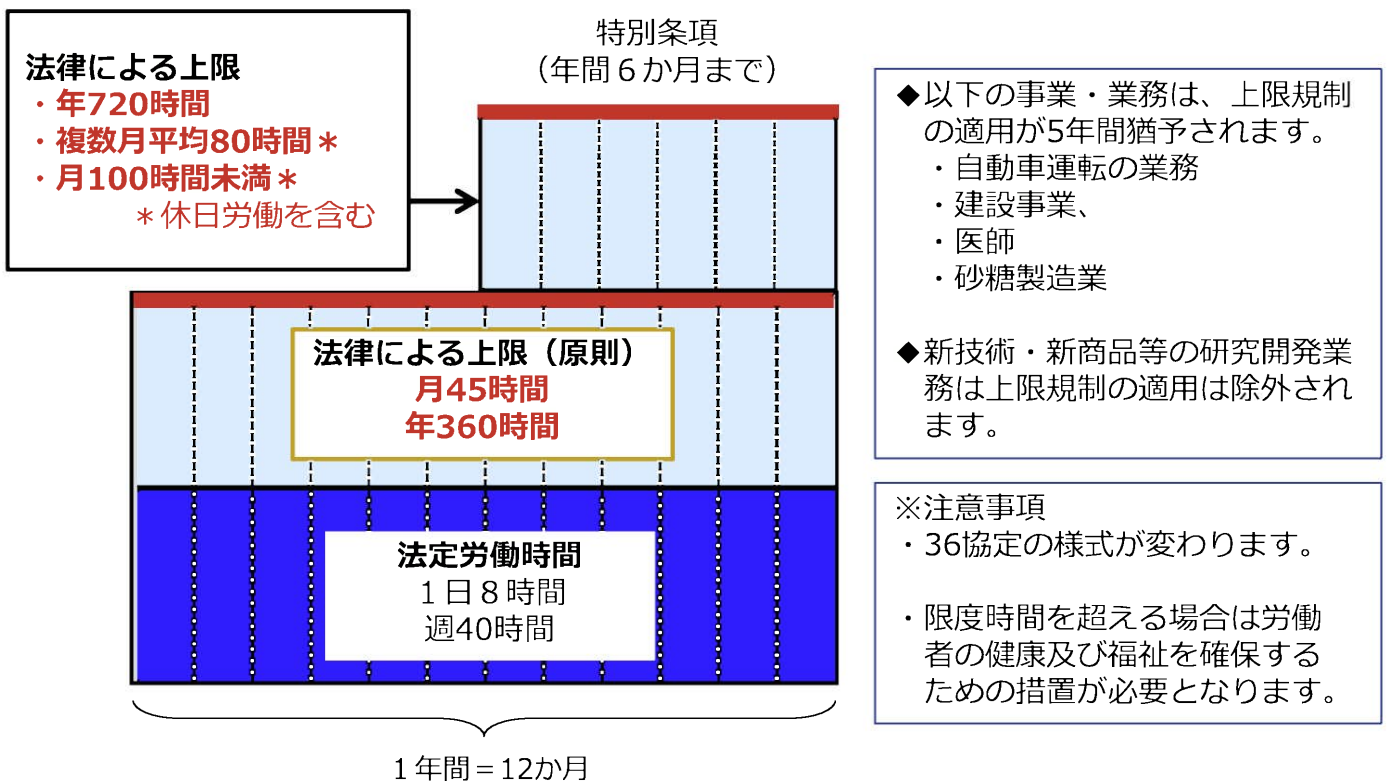
2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されています

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日から！

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。



改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

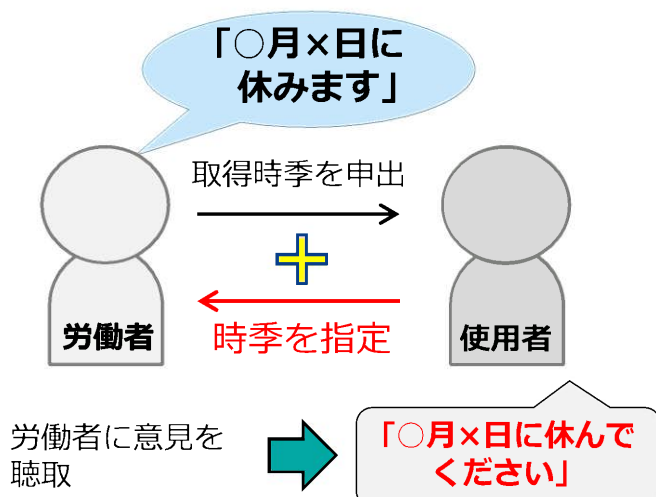


施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

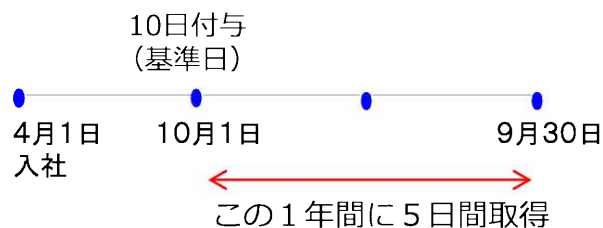
使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

労働者の申出による取得（原則）



使用者の時季指定による取得（新設）

（例）4月1日入社の場合



※原則は、今まで従来どおり労働者からの申し出による取得です。労働者が自ら取得した日数は、5日間から控除することができます。

- （例）労働者が自ら5日取得
 → 使用者の時季指定は不要
 労働者が自ら3日取得
 → 使用者は2日を時季指定

※労働者ごとに**年次有給休暇管理簿**を作成、3年間保存する必要があります。

労働基準法において、労働者は、

1. 雇入れの日から6か月継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば
年次有給休暇を
取得することができます。

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日



ここも注目

～就業規則による規定～

（規定例）第○条

1 項～ 4 項(略(モデル就業規則を参照))

5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

相談窓口のご案内

労働基準監督署
労働時間相談・支援
コーナー

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。

岡山 労働基準監督署 TEL 086-225-0591 倉敷 労働基準監督署 TEL 086-422-8177
 津山 労働基準監督署 TEL 0868-22-7157 笠岡 労働基準監督署 TEL 0865-62-4196
 和気 労働基準監督署 TEL 0869-93-1358 新見 労働基準監督署 TEL 0867-72-1136

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」への取り組みを支えるため
労働時間相談・支援コーナー
を設置します。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- Ⓕ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- Ⓕ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- Ⓕ 長時間労働の削減に向けた取組み
- Ⓕ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



残業時間を減らしたいと思うけど、
どうすればいいんだろう？

有給休暇をうまく使いたいののは
やまやまなんだけど…

うちの会社の
労働時間制度は
このままで
いいのかな…？

このようにお悩みではないですか？

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。



◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

岡山労働基準監督署：086-225-0591

倉敷労働基準監督署：086-422-8177

津山労働基準監督署：0868-22-7157

笠岡労働基準監督署：0865-62-4196

和気労働基準監督署：0869-93-1358

新見労働基準監督署：0867-72-1136

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。裏面をご参照下さい。



岡山労働局・各労働基準監督署

岡山働き方改革推進支援センターのご案内(0120-947-188)

「非正規雇用労働者の処遇改善」、「弾力的な労働時間制度の構築」、「生産性向上による賃金引上げ」など、人材の定着確保・育成に効果的な労務管理に関する総合的な支援を行います。



- ◆ 社会保険労務士などの労務管理・企業経営の専門家が、個別相談援助や電話相談により、技術的な支援を提供します。
- ◆ セミナー、出張相談会も随時開催します。

時間外労働等改善助成金のご案内

◆ 時間外労働の上限設定などに取り組む皆様を、**4つのコース**で強力サポート！

時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限規制に対応するため、限度基準を超える時間数で36協定（特別条項）を締結している事業場が、一定の時間以下に上限設定を引き下げることを支援します。

お問合せは都道府県労働局まで

勤務間インターバル導入コース

休息時間が9時間以上となる「勤務間インターバル(※)」を新規導入、対象労働者の範囲の拡大、休息時間を延長する取組みを支援します。

※勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けるもの

お問合せは都道府県労働局まで

職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減への取組み、所定労働時間を短縮して週40時間以下とする取組みを支援します。

お問合せは都道府県労働局まで

テレワークコース

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを新規導入、または拡充して活用する取組みを支援します。

お問合せはテレワーク相談センターまで

人手不足・人材育成などに関する助成金

◆ 長時間労働の削減などにも効果的な人手不足・人材育成などに関する助成金もご活用いただけます。詳しくは以下のURLのほか、都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

(URL) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」

スマートフォン
タブレットでも



診断
スタート!

◆ Web上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。

(URL) <http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>

労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう 労働条件」

スマートフォン
タブレットでも

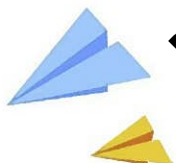


◆ 労働基準関係法令の紹介・解説や、事案に応じた相談先の紹介など、労働条件に関する悩みの解消に役立ちます。

(URL) <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

「働き方・休み方改善ポータルサイト」

スマートフォン
タブレットでも



◆ Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。

(URL) <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

(H30.5)

中小企業の皆さまへ

「働き方改革」準備できていますか？

まずは
相談ください！

無料で**企業訪問・出張相談会**いたします！

岡山働き方改革推進支援センター

ご都合に合わせた相談方法が選べます

相談方法

- ①企業訪問
- ②センター来所
- ③電話・メール
- ④出張相談会

①～④はすべて無料、すべて専門家(社会保険労務士など)が対応

- センターに専門家が常駐
- センター来所時は事前にご予約いただくと待ち時間なしで対応可能
- セミナーの講師派遣ができます

秘密
厳守

相談
無料

年次有給休暇について詳しく知りたい

- ✓年次有給休暇管理簿の様式について
- ✓就業規則への記載方法

36協定について具体的に知りたい

- ✓上限時間の設定について
- ✓新様式への記載について
- ✓割増賃金の計算方法

非正規雇用の待遇改善について
アドバイスを受けてたい

- ✓賃金規定をチェックしてほしい
- ✓進め方を聞きたい

人手不足に対応するための支援を受けたい

- ✓設備導入に使える助成金について
- ✓高齢者などの働きやすい環境づくり

問い合わせ先は裏面をご覧ください。

「働き方改革」
について
どんなことでも
相談ください。

フリーダイヤル 0120-947-188

こんな決めつけありませんか？

労働時間削減対策は残業が多い会社だけに限りません

- 残業 45 時間 / 月で 80 時間 / 月もないから関係ないと思っていませんか？
- 残業時間の多い社員がいたら設備投資して残業を減らしますか？意識改革をしますか？
- 残業を減らす、有給休暇を取得するなんて無理と思っていませんか？
- 有給休暇取得で売上が下がると考えていませんか？
- 残業代を支払えば残業があってもいいと思っていませんか？

非正規雇用が多い会社は今から同一労働同一賃金対策をご検討ください

- 労働条件通知書は作成していますか？
- 業務内容は明確ですか？
- 通勤手当を支給していますか？
- 調整手当等の曖昧な支給内容の手当はありませんか？

非正規雇用の労働条件を改善することが人手不足対策へと繋がっていきます!!

FAXでの相談申込票

御社名	業種
所在地	
TEL	従業員数 人 (内、非正規 人)
ご担当者 (部署・役職含む)	
ご希望相談方法に <input checked="" type="checkbox"/> お願いします。 <input type="checkbox"/> 企業訪問 <input type="checkbox"/> センター来所 <input type="checkbox"/> 相談の上決定	
○相談内容を具体的にご記入ください。	

岡山働き方改革推進支援センター

厚生労働省岡山労働局委託事業

〒700-8556岡山市北区厚生町3丁目1番15号
岡山商工会議所1階 中小企業支援部内

フリーダイヤル **0120-947-188**

FAX **086-206-2027**



E-mail hatarakikata@crest.ocn.ne.jp

URL <https://www.oka-hatarakikata.com>



9時から17時(土・日・祝除く)

岡山労働局

第13次 労働災害防止推進計画

(計画期間2018年度～2022年度)

計画の目標

1. 死亡災害：2022年までに15%以上減少させ13人以下とする。(前計画期間との比較。以下同じ)
2. 死傷災害(休業4日以上)：2022年までに5%以上減少させ1800人以下とする。
3. 重点とする業種の目標
 - (1) 建設業、製造業、林業：計画期間中の死亡災害を15%以上減少させる。
 - ① 建設業：墜落転落、崩壊倒壊及び建設機械等災害を15%以上減少させる。
 - ② 製造業：動力機械による災害を15%以上減少させる。
 - ③ 林業：伐木作業による災害を15%以上減少させる。
 - (2) 道路貨物運送業、小売業、飲食店：期間中の災害を5%以上減少させる。
 - (3) 社会福祉施設：期間中の災害を減少させる。
4. 規模50人以上の事業場について、ストレスチェック結果を集団分析する事業場を90%以上とし、集団分析結果の活用を推進する。

重点業種ごとの取り組み

1. 建設業

- (1) 墜落・転落災害の防止対策の推進
- (2) 建設用機械による災害防止対策の推進
- (3) 崩壊・倒壊による災害防止対策の推進
- (4) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画を踏まえた設計の普及
- (5) 適正な工事発注と統括安全衛生管理体制の構築と職務遂行の徹底
- (6) 解体工事における災害防止対策の推進

2. 製造業

- (1) 機械設備による災害防止対策の徹底
- (2) 人材の育成

3. 林業

- (1) 安全な伐倒作業、かかり木の処理作業の普及・定着
- (2) 防護衣着用の徹底

4. 陸上貨物運送業

- (1) 荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく基本的安全対策の徹底
- (2) 荷主事業者への協力依頼

5. 第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)

- (1) 本社・本部等による事業場に対する安全指導・援助の推進
- (2) 安全担当者選任等の安全管理体制の整備
- (3) 危険の見える化、KY活動の普及

【フルハーネス型安全帯】



正しく使おうフルハーネス
(建設業労働災害防止協会)



業種横断的な取り組み

1. 過労死等の防止等の健康確保対策

- (1) 企業における健康確保措置の推進
- (2) 産業医・産業保健機能の重要性、健康相談等の実施の推進

2. メンタルヘルス対策

- (1) ストレスチェックの確実な実施と集団分析の実施・活用
- (2) 小規模事業場へのストレスチェック制度の普及
- (3) 労働者の心の健康の保持増進のための指針の推進

3. 病気の治療と職業生活の両立に関する支援の充実

4. 化学物質による健康障害防止対策

- (1) ラベル表示、安全データシート(SDS)の交付の徹底と確認、リスクアセスメント実施の徹底
- (2) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

5. 石綿による健康障害防止対策の推進

6. 受動喫煙防止対策の普及・促進

7. 第9次粉じん障害防止総合対策及び電動ファン付き呼吸用保護具の普及・促進

8. 「STOP！転倒災害」プロジェクトを踏まえた転倒災害防止対策の徹底

9. その他の対策

- (1) 腰痛の予防対策として、身体的負荷軽減のための介護器具の普及促進
- (2) JISに適合したWBGT値測定器の普及促進、測定結果に基づく熱中症予防対策の徹底



4つのケアの推進

- ・セルフケア
- ・ラインによるケア
- ・産業保健スタッフによるケア
- ・外部機関によるケア

労働災害防止団体等との連携、中小規模事業場への支援

安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

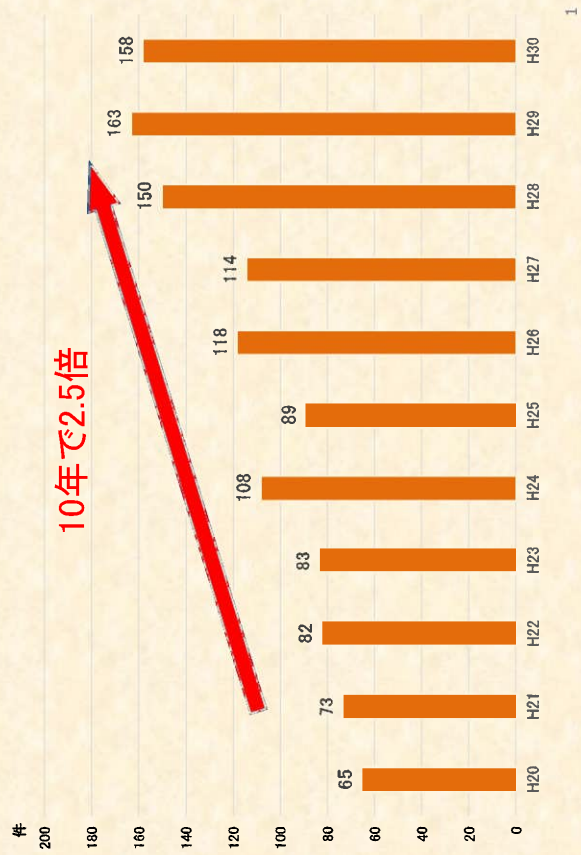
1. 「6つの提言」を踏まえた安全衛生活動の促進

- 企業（経営トップ）は、
- 安全文化を再構築するための企業トップの強力なリーダーシップの発揮
 - リスクアセスメントを有効活用するための指導者の育成
- 組織（職場単位等）は、
- 安全に関する技術・技能の組織的な伝承
 - 各階層に応じた適正な指導の実施
- 個人（働く人）は、
- 常に結果を考えた行動の実施
 - リスクに対する感受性の醸成

2. 「安全点検の日」の定着、活用

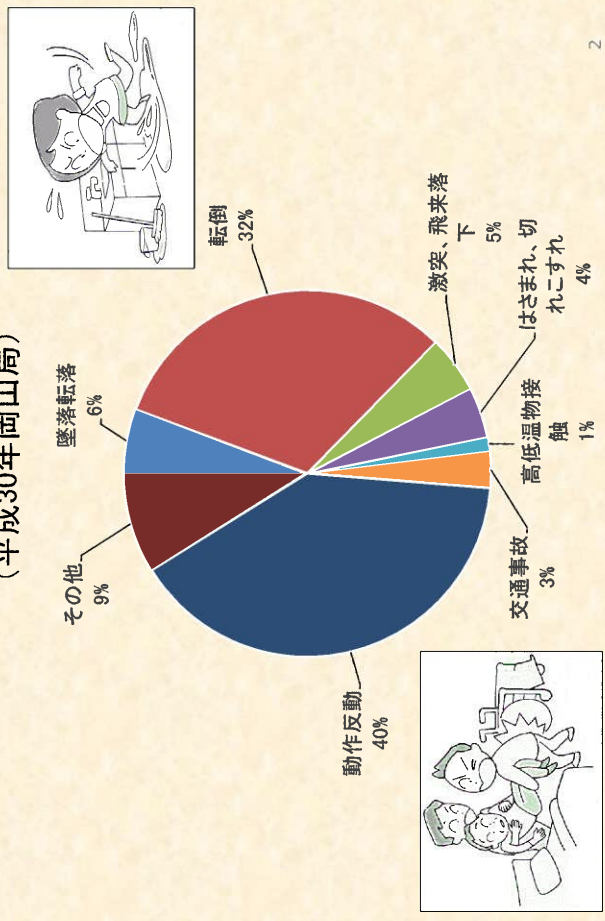
毎月1日（又は、各事業場で定めた毎月一定の日）を「安全点検の日」として、全員参加による安全点検を普及定着させることにより、労働者の労働災害防止意識の高揚を図るとともに安全な職場環境の実現を図る。
また、安全点検の日においては労働者の行動についても点検を行うこととする。

社会福祉施設の労働災害発生状況 (休業4日以上の労働災害)



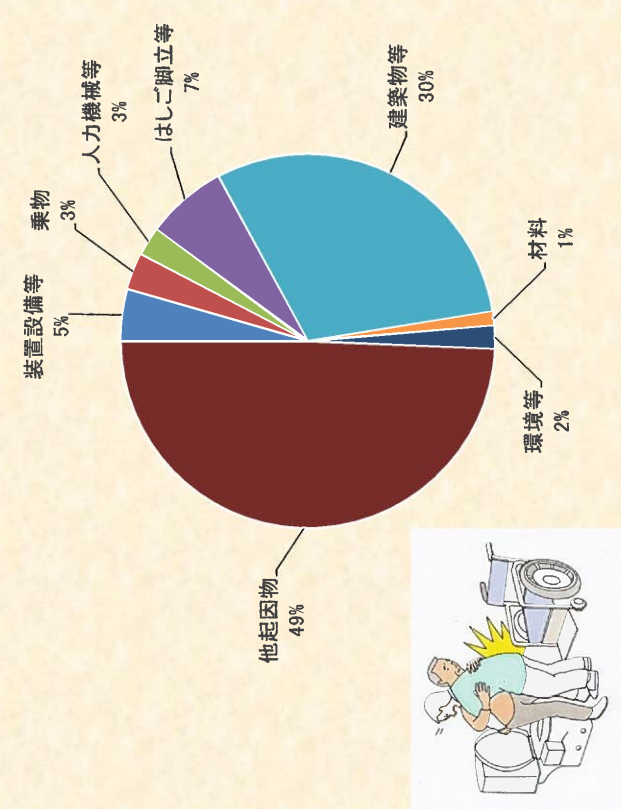
1

事故の型別の労働災害発生状況 (平成30年岡山局)



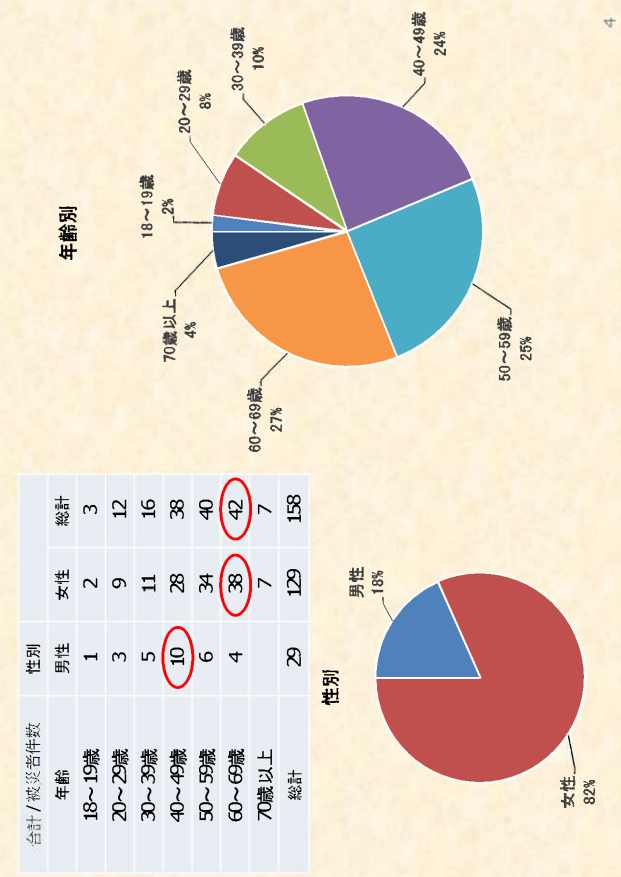
2

起因物別



3

年齢、性別



4

社会福祉施設における労働災害のポイント①

- 平成27年以降114⇒150⇒163⇒158人と増加傾向
- 平成30年は、**動作の反動・無理な動作**の災害は63人、**転倒災害**は50人で、この2つの型の災害で**全体の72%**を占めている。
- 動作の反動等**は**介助・介護の場面**、**転倒災害**は**通路など建設物等**に起因したものが多く発生している。
- 「STOP！転倒災害プロジェクト」**の推進、介助・介護作業における**腰痛防止対策**の徹底が重要

5

社会福祉施設における労働災害のポイント②

- 動作の反動・無理な動作**の災害は、**＜移乗作業中、介助作業中＞**のものが半数以上を占めている。
- 転倒災害**のうち、**＜滑り、つまづき＞**による災害が半数以上を占めている。
- 転倒災害**では、**利用者を支えようとして転倒した**という、**介助作業中の災害**も発生している。

6

災害事例（動作の反動、無理な動作）

番号	事故の型	災害発生状況	休業見込み
1	動作の反動、無理な動作	寝ている利用者を車いすへ移乗させようとして、抱きかかえ上げようとしたときに 腰に激痛が走った。	12日
2	動作の反動、無理な動作	車いすからベッドへの移乗作業中。利用者は下半身に力が入らず重いため気をつけていたが、 想像以上に負担がかかり腰を痛めた。	1週間
3	動作の反動、無理な動作	利用者をベッドからスライディングボードに移乗させ、スライディングボードから車いすに移乗させようとしたとき、 利用者が抱きつくような形になり腰を痛めた。	3ヶ月
4	動作の反動、無理な動作	いすに座っていた利用者をトイレに連れて行くため、利用者の前側から両手を持って立たせたときに、 腰に重みがかかり腰を痛めた。	6日
5	動作の反動、無理な動作	トイレで介助中、利用者を抱えていたが利用者が急に力を抜いたので、 転倒を防ごうと力を入れたときに腰に激痛があった。	9日
6	動作の反動、無理な動作	高さの調整ができない低いベッドで、腰をかかめ利用者の オシメ交換をしていたところ腰を痛めた。	21日

7

災害事例（転倒）

番号	事故の型	災害発生状況	休業見込み
1	転倒	液体洗剤を床にまいてからモップがけをしていたところ、 濡れた床で足をすべらせて転倒した。	8日
2	転倒	浴室に入室したとき、 浴室の床が水で濡れており、足がすべり転倒した。	2ヶ月
3	転倒	台車の車輪用消毒マットを踏んでしまい、 消毒液の付着したスリッパで歩いていて、足がすべり転倒した。	2ヶ月
4	転倒	下駄箱に靴をしまわなくなって振り返ったとき、 床の上にあったコードに引っかかって転倒した。	4週間
5	転倒	利用者居室から退出時に廊下に置いてあった バケツにつまづき転倒した。	18日
6	転倒	終業後、建物業を駐車場に向け歩いていて、 段差につまづき転倒した（階間で段差に気づかなかった）。	21日
7	転倒	浴室脱衣所で利用者をシャワーチェアから車いすに移乗させるとき、 利用者がらつぎ、支えきれず利用者と一緒に転倒した。	21日

8

STOP! 転倒災害

プロジェクト

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

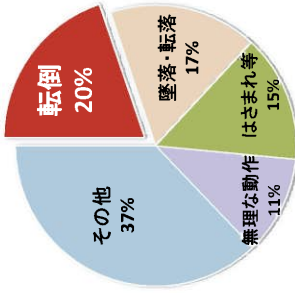
チェック項目	
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input checked="" type="checkbox"/>
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

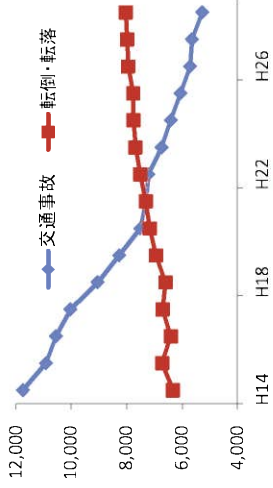
問題のあったポイントが改善されれば、きつと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

労働災害全体の2割！

岡山県内の休業災害（4日以上）のうち、2割が転倒災害と、労働災害では最も多く発生しており、深刻な問題となっています。



また、人口動態調査によれば、転倒・転落で亡くなる方は交通事故で亡くなる方より多く、転倒の防止は国民的課題となっています。



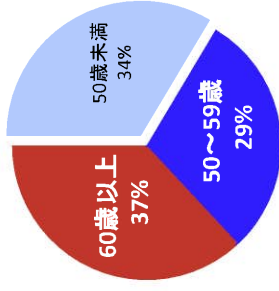
転倒災害の特徴

特徴1 特に高齢者で多く発生！

岡山県内の転倒災害全体のうち**66%が50歳以上**です。

特徴2 休業1か月以上が約6割！

転倒災害の休業期間は**63%が1か月以上**です。



転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

<p>滑り</p> <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<p>つまずき</p> <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p>踏み外し</p> <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
--	--	--

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください！

STOP! 転倒

検索

(2018.5)

第三次産業における 労働災害の防止対策の推進について

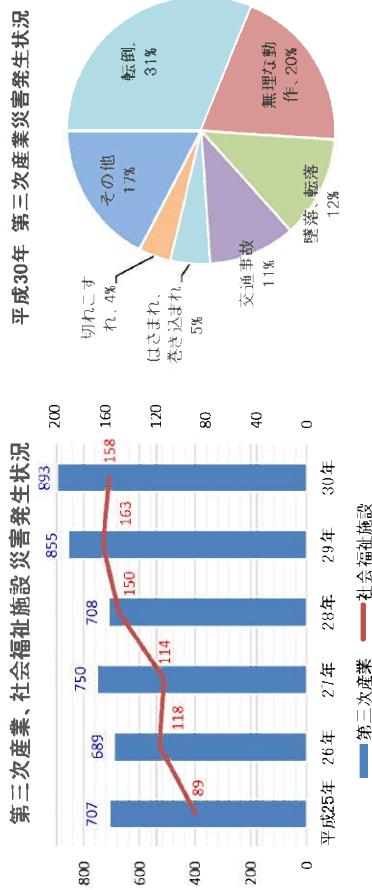
岡山県内における労働災害は平成28年までは長期的にみても減少傾向にありましたが、平成29、30年と2年連続で増加しました。第三次産業は災害件数が増加傾向にあり、特に、社会福祉施設では平成29年における労働災害が平成24年に比べ50.9%増と大幅に増加しています。

このような状況から、岡山労働局では**小売業、社会福祉施設、飲食店**など第三次産業において増加している労働災害の減少を図るため、

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」

を展開しています。右側のチェックリストや取組事項を活用し、より安全な職場の実現をお願いします。

第三次産業の労働災害発生状況



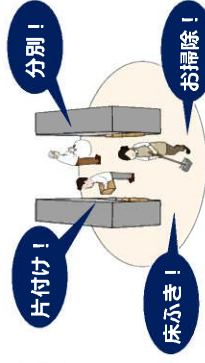
チェック項目

1	4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	<input type="checkbox"/>
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
8	転倒防止に有効な靴、切削防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	腰痛・転倒予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

＜取組事項＞

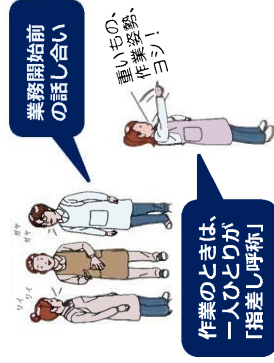
① 4S活動の徹底による転倒災害の防止

- ◆「4S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4S活動」です。
- ◆4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。



② KY活動＝潜んでいる危険を見つける

- ◆KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合ってお互いに「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



③ 危険の「見える化」＝危険を周知する

- ◆危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動で見つけた危険のポイントに右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆墜落や衝突などのおおそれのある箇所が事前に分かっている場合は、そこでは特に慎重に行動することができま



(2018.5)

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車にたまたますく」など「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「靴立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やばをした」「対物で手を切った」「交通事故にあった」「道路でぶつかった」など

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://arzeninfo.nhwgo.jp/information/sanjisango.html>

こちらもご覧ください

岡山労働局HP

「第三次産業における労働災害が増加しています！」

岡山労働局 第三次

検索



岡山労働局・各労働基準監督署